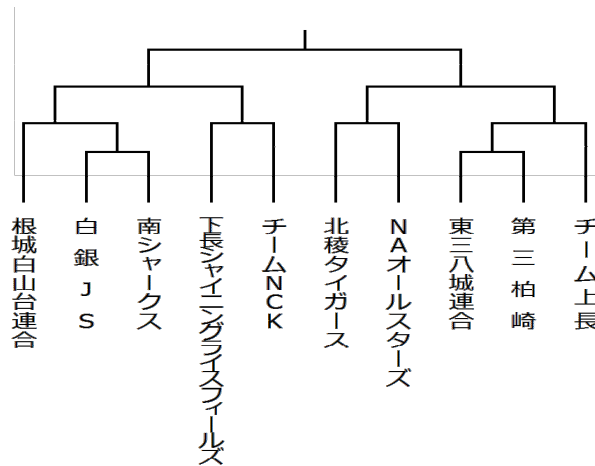




八戸市教職員野球大会 今年は10チーム出場

野球大会(八戸市教組主催)が今シーズンも開幕します。7月7日に抽選会が行われ、組み合わせが決定しました。8月中旬に2回戦を終了し、準決勝を9月24日までに終了。決勝戦は9月30日(土)か10月1日(日)に実施の予定です。優勝チームは賞金3万円、準優勝2万円、3位1万円です。まずはケガしないように楽しみましょう。



参加チーム紹介(申込み順)

- 1 チームNCK(中居林小・長者小・小中野小連合)
- 2 NAオールスターズ
(多賀小・下長小・城北小・高館小・轟木小・湊小・南郷小連合)
- 3 東三八城連合(東中・二中・八戸小・城下小連合)
- 4 チーム上長(三条小・西園小・青潮小連合)
- 5 根城白山台連合(根城小・根城中・白山台中連合)
- 6 北稜タイガース
(北稜中・根岸小・日計ヶ丘小・江陽小・新井田小連合)
- 7 下長シャイニングライスフィールズ(下長中)
- 8 南シャークス(白銀南小・白銀南中・鮫小・鮫中連合)
- 9 第三柏崎(第三中・柏崎小連合)
- 10 白銀J.S(白銀中・白銀小・白鷗小)

年休・夏季休暇の計画的な利用についての通知

が学校に入っているが。

通知の元々は、県教委から各市町村教育委員会宛にきたものです。三戸町の学校には、町教委から校長宛の通知文書で「職員の勤務意欲の向上及び健康の維持増進並びに働きやすい環境の構築を一層推進するために」年休・夏季休暇を積極的に活用するよう配慮願いますとしています。具体的には、

1、年休の計画的利用に関して

①校長自らの積極的利用 ②職員の子の学校行事を優先できるように配慮 ③長期休業期間での積極的利用

④リフレッシュ年休(勤続10・20・30年の職員…連続5日間)取得への配慮 ⑤週休日前後の取得(プレミアム・フライデーなど)ーに留意し、職員がより容易に年休を取得できるように。

2、夏季休暇承認にあたっては業務の円滑な運営と職員の希望時期の調整を図る。年休と夏季休暇利用計画の見える化。

3、夏季休暇の前夜に年休を1日以上利用させ計画的効果的な休暇取得を働きかけるなど。

4、夏季休暇は連続取得が原則だが、特に必要と認められる場合は1暦日に分割可能、その旨を改めて職員に周知すること。(太字は編集者による)

この通知内容について八戸市教委は口頭で校長を通じて周知することになっているとのことですが、他の町村ではどうでしょう。皆さんにはどのように伝わっていますか。

「多忙化解消」の取り組みの関係で通知内容にはこれまでより一歩踏み込んだ感があります。また、今年4月からは「変形勤務時間制の対象業務拡大」…修学旅行や宿泊行事引率業務に加え、学校行事(事前指導も含む)の業務や祭の巡回、登下校の安全指導業務も、勤務時間の割り振り変更ができるとした改正通知もできました。本当の多忙化解消にはまだ程遠いですが、まず通知文をしっかりと捉えて実行に移すことが必要です。

新郷村が学習状況調査のあり方に一石

小6・中3への「全国学力・学習状況調査」と小5・中2の「青森県学習状況調査」は、それぞれ当該学年の学習状況を把握するために実施されてきました。当初から各県ごとや地域ごと、学校ごとの平均点公表には問題があるとして公表しないよう求め、全国学テに関しては県内各市町村教委も学校ごとの公表はしないという姿勢をとっています。

昨年、県教組は県学習状況調査の採点結果の郡市ごとの平均点の比較公表は何のためなのか県教委に質し、中止を求めてきました。ランク付けで傷ついている人がどれだけのいるのか。地域差別を助長するような報道が必要なのか。調査そのものの必要性も疑わねざるを得ません。県教委は理解を示しつつも改善の方向には至っていません。

ここにきて、さる3月10日付けで新郷村議会が県教委に対し「意見書」を提出したそうです(下記にそのコピー)。民主団体の要請に対して、村議会が採択し意見書提出となったとのこと。

新郷村議会の行動に敬意を表するとともに、広範囲に賛同が得られるよう運動を進めていくことが必要と感じています。

平成29年3月10日

青森県教育委員会
委員長 青川 好司 殿
教育長 中村 邦典 殿

青森県三戸郡新郷村

本県における学習状況調査の結果公表のあり方に関する意見書

子ども達の学力の向上をめざし、全国一斉学力調査(小学6年 中学3年)が行われて10年以上になりました。これに呼応するように、県教育委員会はもちろん、市町村教育委員会でも子ども達の学力の向上を目指しさまざまな取り組みを行ってきました。これらの取り組みの成果もあり、本県の子ども達の学力は、全国と比較しても上位に定着しています。

さて、県独自の学力調査(小学5年、中学2年)の公表結果を見ますと、地域間の格差が続いています。しかし、これは必ずしも、各教育委員会や学校の取り組みの差ではなく、さまざまな教育条件、教育環境の違いがあるからとも考えられます。

また、子どもの「いじめ」や「自殺」が大きな社会問題となり、文部科学省からも「いじめ対策を学校の最重要業務にすべし」という方針が出されました。子どもの願いや悩みにしっかり寄り添うことが、今こそ学校と教職員に求められています。

これらをふまえ、本県独自に実施している学力調査の結果の公表のあり方を以下のように見直していただきたいと思います。

1 県独自の学習状況調査の結果をこれまでの10市6郡の区分での公表を、平均点競争にならないように改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

